

公 告 18 号
令和 6 年 12 月 18 日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 谷 浦 稔

組合諸規程一部変更の件

当組合諸規程の一部を下記のとおり変更しましたので公告します。 了

記

1. 当組合の諸規程のうち「健康診査等補助金支給規程」を第2項のとおり一部変更する。

附則 この規程は、令和6年11月29日より施行する。

2. 新旧条文対照表

新	旧
〔22〕健康診査等補助金支給規程 (中略) (健康診査等の範囲) 第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。 (1) 乳がん検診及び子宮がん検診 (2) インフルエンザ予防接種 (3) 郵 送 検 査 (補助金支給要件) 第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。 (1) 乳がん検診及び子宮がん検診 被保険者及び被扶養配偶者 (2) インフルエンザ予防接種 被保険者及び被扶養者全員 (3) 郵 送 検 査 被保険者・被扶養配偶者・20歳以上の被扶養者 ただし、毎年4月1日から翌年3月末日迄の実施分とする。 (補助金の支給限度額および回数) 第4条 補助金は第3条に定める資格において、受診者1人あたり、それぞれ次に掲げる金額および回数を限度として、その実費相当額を支給する。 (1) 乳がん検診 補助額上限 7,000 円 (年1回) 子宮がん検診 補助額上限 4,000 円 (年1回) (2) インフルエンザ予防接種 接種費用の実費全額 (年1回) ただし、組合の定める標準的な接種法を対象とし、2回接種法によるときは2回で1回とみなす	〔22〕健康診査等補助金支給規程 (中略) (健康診査等の範囲) 第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。 (1) 乳がん検診 (2) 子宮がん検診 (3) インフルエンザ予防接種 (補助金支給要件) 第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。 (1) 乳がん検診・子宮がん検診 被保険者及び被扶養配偶者 (2) インフルエンザ予防接種 被保険者及び被扶養者全員 ただし、毎年4月1日から翌年3月末日迄の実施分とする。 (補助金の支給限度額および回数) 第4条 補助金は第3条に定める資格において、受診者1人あたり、それぞれ次に掲げる金額および回数を限度として、その実費相当額を支給する。 (1) 乳がん検診 補助額上限 7,000 円 (年1回) (2) 子宮がん検診 補助額上限 4,000 円 (年1回) (3) インフルエンザ予防接種 接種費用の実費全額 (年1回) ただし、組合の定める標準的な接種法を対象とし、2回接種法によるときは2回で1回とみなす。

新

(3) 郵 送 検 査 各種検査の補助額は
下表のとおりとする。

検査名	検査費用	健保補助額	自己負担額
前立腺がん (PSA)	3,900 円	3,400 円	500 円
子宮頸がん (HPV)	6,900 円	6,400 円	500 円
胃がんリスク	6,900 円	5,400 円	1,500 円
遺伝子検査	16,000 円	12,500 円	3,500 円
生活習慣病	5,200 円	3,200 円	2,000 円

(支給申請手続)

第 5 条 補助金の支給申請は次のとおりと
する。

(1) 乳がん検診及び子宮がん検診
組合の指定する検診機関に対し、組合の指定
するシステムを通して予約の上、受診する。
検診機関からの請求（委託機関を通じたもの
を含む）を以って申請に代える。但し、指定検
診機関外での受診について、組合で協議の上、
健保補助金を支給することがある。

(2) インフルエンザ予防接種

①契約健診機関 受診者記録名簿を添付のう
え、健保補助額を健保組合へ請求する。

②一般病院等 被保険者が請求するものと
し、組合の指定する様式に所定事項を記入し、
領収書を添付のうえ健保組合へ提出する。

(3) 郵 送 検 査 組合の指定するシステ
ムを通して申込を行い、委託先からの請求を
以って申請に代える。

(補助金支給手続)

第 6 条 補助金支給手続については次のとお
りとする。

(1)乳がん検診及び子宮がん検診
検診機関受診時において、検診費用に対しあ
らかじめ補助額を差し引いた額を本人が負担
するものとする。

(2) インフルエンザ予防接種
当該月末迄に健保組合で受け付けたものにつ
いて、受け付けた月の翌月月末に第 5 条の手
続きにおいて契約診療機関、または被保険者
が指定した振込先へ振り込むものとする。

旧

(支給申請手続)

第 5 条 補助金の支給申請は次のとおりと
する。

(1) 乳がん検診・子宮がん検診
組合の指定する検診機関に対し、組合の指定
するシステムを通して予約の上、受診する。
検診機関からの請求（委託機関を通じたもの
を含む）を以って申請に代える。但し、指定検
診機関外での受診について、組合で協議の上、
健保補助金を支給することがある。

(2) インフルエンザ予防接種

①契約健診機関 受診者記録名簿を添付のう
え、健保補助額を健保組合へ請求する。

②一般病院等 被保険者が請求するものと
し、組合の指定する様式に所定事項を記入し、
領収書を添付のうえ健保組合へ提出する。

(補助金支給手続)

第 6 条 補助金支給手続については次のとお
りとする。

(1)乳がん検診・子宮がん検診
検診機関受診時において、検診費用に対しあ
らかじめ補助額を差し引いた額を本人が負担
するものとする。

(2) インフルエンザ予防接種
当該月末迄に健保組合で受け付けたものにつ
いて、受け付けた月の翌月月末に第 5 条の手
続きにおいて契約診療機関、または被保険者
が指定した振込先へ振り込むものとする。

新	旧
<u>(3) 郵 送 検 査</u> <u>郵送検査委託先において、検査費用に対しあらかじめ補助額を差し引いた額を本人が負担するものとする。</u> (時効) 第 7 条 補助金申請の時効は、以下のとおりとする。 (1) 乳がん検診及び子宮がん検診 領収書発行日付より 6 ヶ月間 (2) インフルエンザ予防接種 原則当該年度の 10 月 1 日～翌年 3 月末日（健保組合受付日）までとし申請時点で申請者が被保険者または被扶養配偶者資格を有していることを要件とする。 ただし、やむを得ない事由により申請期間を超過した場合、組合の指定した方法により申請を行うものとする。 <u>(3) 郵 送 検 査</u> <u>当該年度の 4 月 1 日～翌年 3 月末日まで申込を完了していることを要件とする。</u> <u>附則 この規程は令和 6 年 1 1 月 2 9 日より施行する。</u>	(時効) 第 7 条 補助金申請の時効は、以下のとおりとする。 (1) 乳がん検診・子宮がん検診 領収書発行日付より 6 ヶ月間 (2) インフルエンザ予防接種 原則当該年度の 10 月 1 日～3 月末日（健保組合受付日）までとし申請時点で申請者が被保険者または被扶養配偶者資格を有していることを要件とする。 ただし、やむを得ない事由により申請期間を超過した場合、組合の指定した方法により申請を行うものとする。

以上